

2025 年 5 月 7 日

各位

シャープ株式会社
代表取締役 沖津 雅浩

シャープ福山レーザー株式会社
代表取締役 蔡 正 茂

吸収分割に係る事前開示書類

シャープ株式会社（以下、「SC」といいます。）及びシャープ福山レーザー株式会社（以下、「SFL」といいます。）は、2025 年 7 月 1 日に SC を吸収分割会社（以下、「吸収分割会社」といいます。）、SFL を吸収分割承継会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）とする吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、吸収分割契約を締結いたしました。

なお、本吸収分割は、吸収分割会社である SC においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割、吸収分割承継会社で SC の完全子会社である SFL においては会社法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割となるため、株主総会の承認を得ずに行います。

本吸収分割に関する事項は以下のとおりです。

1 吸収分割契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2 分割対価の定め相当性に関する事項

本吸収分割に際して、SFL から SC への株式の割当、金銭その他の財産の交付はありません。
SC は SFL の完全親会社であるため、当該対価の定めは相当であると判断しております。

3 吸収分割にかかる新株予約権の定め相当性に関する事項

SFL は、本吸収分割に際して SC の新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わる SFL の新株予約権を交付いたしません。SC が SFL の株を保有することなどから、当該取扱は相当であると判断しております。

4 吸収分割会社の計算書類等に関する事項

（１）最終事業年度に係る計算書類等

SC は、有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。SC の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）又は SC の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://corporate.jp.sharp/ir/library/securities/>

（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①重要な資産の譲渡

SC は、SC が保有する堺工場の土地・建物等の一部をKDDI 株式会社へ譲渡いたしました。
(譲渡価額は 10,000 百万円)

②重要な子会社等の株式の譲渡

本吸収分割を行ったうえ、SC が保有する SFL の株式の総数を鴻元国際投資股份有限公司へ譲渡する旨の株式譲渡契約を締結しております。(譲渡価額は 15,500 百万円)

5 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙 2 のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6 債務の履行の見込み

SC 及び SFL のそれぞれの資産及び負債について、効力発生日以降における SC 及び SFL の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、SC 及び SFL がそれぞれ負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

以上

別紙 1

吸収分割契約書

シャープ株式会社（以下「甲」という）及びシャープ福山レーザー株式会社（以下「乙」という）は、第 2 条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」という）について、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条（本件会社分割をする会社の商号及び住所）

本件会社分割にかかる吸収分割会社たる甲及び吸収分割承継会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収分割会社

（商号）シャープ株式会社

（住所）大阪府堺市堺区匠町 1 番地

（2）吸収分割承継会社

（商号）シャープ福山レーザー株式会社

（住所）広島県福山市大門町旭 1 番地

第 2 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第 6 条において定義する）をもって、会社法に定める吸収分割の方法により、乙が本契約締結時点で従事している事業（半導体製造事業、半導体ファウンドリー事業、シリコンディスプレイ事業並びにレーザー及びレーザー応用デバイス/モジュール事業）（以下「本件対象事業」と総称する）に関して甲が有する第 3 条第 1 項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 3 条（承継する権利義務）

1. 甲は、本件対象事業に関する甲の資産、債務、契約その他の権利義務で別紙 1「承継権利義務明細表」に定めるものを、本件効力発生日（第 6 条において定義する）において乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。
3. 乙に承継される債務に関し、会社法第 759 条第 2 項の規定により甲が当該債務の履行その他の負担をしたときは、甲は、乙に対してその負担の全額を求償することができる。
4. 乙は、本件会社分割の効力発生後に第 1 項に基づき甲から乙に承継された債務以外の甲の債務（会社法第 759 条第 3 項に基づく請求による債務を含む）について履行その他の負担をしたときは、乙は、甲に対してその負担の全額の求償をすることができる。

第 4 条（分割対価）

乙は本件会社分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第 5 条（乙の資本金、準備金）

本件会社分割により乙の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第6条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という）は、2025年7月1日とする。ただし、手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、この効力発生日を変更することができる。

第7条（吸収分割契約等の承認）

甲は会社法第784条第2項に定める簡易分割の規定により、乙は会社法第796条第1項に定める略式分割の規定により、それぞれ株主総会の承認を得ることなく本件会社分割を行う。なお、会社法第784条第2項における甲の総資産額の算定基準日は、2025年5月31日とする。

第8条（関連手続等）

甲及び乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第9条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、会社法第21条に定める競業避止義務を負わないものとする。

第10条（会社財産の管理等）

本契約締結の日から本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の執行及び財産の管理をし、本件会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ両社協議するものとする。

第11条（本契約の変更等）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業又は本件対象事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議し合意の上、本契約に定める本件会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本件会社分割の条件の変更又は中止）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状況又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じ、又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本契約の内容を変更し、又は本件会社分割を中止することができる。

第13条（本契約の効力）

本件効力発生日までに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

第14条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 4 月 23 日

甲：大阪府堺市堺区匠町 1 番地
シャープ株式会社
代表取締役社長 沖津 雅浩

乙：広島県福山市大門町旭 1 番地
シャープ福山レーザー株式会社
代表取締役社長 蔡 正茂

■別紙1「承継権利義務明細表」

1. 資産

本件対象事業に関して本件効力発生日時点で甲が保有している資産のうち、以下の資産(ただし、知的財産権については次項に定める通りとする)。ただし、その承継にあたって関連する契約又は法令上第三者の同意を必要とするものについては、本件効力発生日までにかかる同意が得られたものに限る。

- (1) その他流動資産。ただし、未収入金については、相手方(債務者)との合意に基づき当該相手方に対して甲が支払うべき代金を留保するために控除した金額相当額のみ承継し、その他の未収入金は除く。
- (2) 有形固定資産
別紙2に定める土地、並びに当該土地上に存する不動産及び動産。ただし、別途甲乙間で合意する特別高圧変電設備を除く。

2. 債務

前項(2)に定める承継資産にかかる債務。ただし、その承継にあたって関連する契約又は法令上第三者の同意を必要とするものについては、本件効力発生日までにかかる同意が得られたものに限る。

3. 知的財産権

- (1) 本件効力発生日において甲が保有する本件対象事業に関連する知的財産権(日本法、外国法又は条約において法的に保護されうる知的財産権及びこれらの登録を受ける権利をいい、ノウハウを含む)。ただし、その承継にあたって契約又は法令上第三者からの同意を必要とするものについては、本件効力発生日までにかかる同意が得られたものに限る。
- (2) 前号に定める知的財産権のうち、甲の「従業員の発明・考案規程」に基づき甲の帰属となった知的財産権の発明者等に対する報償金の支払義務。

4. 契約

- (1) 甲を当事者として締結された本件対象事業に関連する一切の契約上の甲の地位及び権利義務(本件対象事業に主として従事する甲の従業員にかかる雇用契約及びこれに付随する権利義務を含む。なお、本件対象事業以外の事業にも関連する契約(雇用契約は除く)については、本件対象事業に関連する部分に限る。)及び1.に定める資産に関連する契約上の甲の地位及び権利義務。ただし、以下の契約を除く。
 - ① 承継対象権利義務に含まれる甲の契約上の地位若しくは当該契約に基づく権利義務を本件会社分割により乙に承継することが、当該契約に定める義務と抵触し、かつ当該義務の免除について当該契約の相手方の同意が得られない契約
 - ② その他法令上承継が認められない契約
- (2) 甲を当事者として締結された警備、清掃、食堂運営等の乙の事業所運営に関連する契約上の甲の地位及び権利義務。ただし、その承継にあたって契約又は法令上第三者の同意を必要とするものについては、本件効力発生日までにかかる同意が得られたものに限る。
- (3) 甲を当事者として締結された、乙の従業員用の社員寮に関連する契約上の甲の地位及び権利義務。ただし、その承継にあたって契約又は法令上第三者の同意を必要とするものにつ

いては、本件効力発生日までにかかる同意が得られたものに限る。

5. 許認可

専ら本件対象事業（1. に定める承継対象となる資産を含む）のために甲が取得している免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの

■別紙 2

有 形 固 定 資 産 の 表 示

土地（不動産登記記録による表示）

福山市大門町旭 1 番 1

福山市大門町旭 1 番 3

福山市大門町旭 2 番 1

福山市大門町旭 2 番 2

福山市大門町旭 3 番 1

福山市大門町旭 3 番 3

福山市大門町旭 5 番

福山市大門町旭 2 7 番

福山市大門町旭 3 0 番

福山市大門町旭 3 1 番 1

福山市大門町旭 3 2 番

福山市大門町旭 3 4 番

福山市大門町大字野々浜字高丸 3 1 7 5 番 2

第 6 期 計算書類

〔 2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月 31 日まで 〕

〔 貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表 〕

シャープ福山レーザー株式会社

貸借対照表
(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	16,042,636	流 動 負 債	10,530,247
現金及び預金	835,251	買掛金	7,260,208
売掛金	3,532,897	未払費用	274,049
製品	209,835	未払消費税等	26,059
仕掛品	1,754,729	未払法人税等	3,840
原材料及び貯蔵品	274,374	未払事業所税	64,794
預け金	9,125,000	契約負債	2,073,848
未収入金	82,550	預り金	451,594
その他	227,997	賞与引当金	374,774
		その他	1,078
固 定 資 産	5,817,450	固 定 負 債	790,986
有形固定資産	2,853,888	退職給付引当金	655,291
機械及び装置	2,668,298	繰延税金負債	135,695
車両運搬具	1,687		
工具、器具及び備品	40,129		
建設仮勘定	143,773		
無形固定資産	259,231	負 債 合 計	11,321,233
工業所有権	177,584	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	81,646	株 主 資 本	10,538,858
投資その他の資産	2,704,330	資 本 金	30,000
関係会社株式	2,695,832	資 本 剰 余 金	13,327,170
その他	8,498	資 本 準 備 金	30,000
		その他の資本剰余金	13,297,170
繰 延 資 産	5	利 益 剰 余 金	△2,818,311
開 業 費	5	その他の利益剰余金	△2,818,311
		固定資産圧縮積立金	487,425
		繰越利益剰余金	△3,305,736
		純 資 産 合 計	10,538,858
資 産 合 計	21,860,092	負 債 純 資 産 合 計	21,860,092

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

2023年4月 1 日から
2024年3月 31 日まで

(単位：千円)

売 上 高	33,028,952
売 上 原 価	30,714,059
売 上 総 利 益	2,314,893
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,708,341
営 業 利 益	606,551
営 業 外 収 益	1,090,809
受 取 利 息	14,737
固 定 資 産 賃 借 料 収 入	37,121
為 替 差 益	181,820
助 成 金 収 入	854,684
そ の 他 の 営 業 外 収 益	2,445
営 業 外 費 用	197,686
休 止 資 産 関 連 費 用	176,462
売 上 割 引	2,520
そ の 他 の 営 業 外 費 用	18,703
経 常 利 益	1,499,675
特 別 利 益	152
固 定 資 産 売 却 益	152
特 別 損 失	0
固 定 資 産 廃 棄 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	1,499,828
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	113,222
法 人 税 等 調 整 額	135,695
当 期 純 利 益	1,250,910

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
〔 2023年4月 1 日から
2024年3月 31 日まで 〕

(単位：千円)

	株主資本								純資産 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株 主 資 本 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計		
					固定資産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰余金			
当 期 首 残 高	30,000	30,000	13,297,170	13,327,170	-	△ 4,069,221	△ 4,069,221	9,287,948	9,287,948
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮積立金の積立					487,425	△ 487,425	-	-	-
当 期 純 利 益						1,250,910	1,250,910	1,250,910	1,250,910
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	487,425	763,484	1,250,910	1,250,910	1,250,910
当 期 末 残 高	30,000	30,000	13,297,170	13,327,170	487,425	△ 3,305,736	△ 2,818,311	10,538,858	10,538,858

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

関係会社株式……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

製品・原材料・仕掛品……………移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終取得原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討した結果、計上していません。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による按分額により翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

開業費は、会社設立から5年間で均等額を償却しております。

(2) シャープ株式会社はグループ通算制度を適用しており、当社はその通算子法人となっております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

製品	173,869千円
原材料・仕掛品	1,911,139千円
機械及び装置	348,104千円
車両運搬具	1,687千円
工具、器具及び備品	32,405千円
合計	2,467,206千円

2. 支配株主に対する金銭債権

支配株主に対する短期金銭債権	11,488,094千円
支配株主に対する短期金銭債務	7,135,275千円

(損益計算書に関する注記)

支配株主に対する売上高	27,017,787千円
支配株主よりの仕入高	24,323,118千円
支配株主との営業取引以外の取引による取引高	55,784千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	1,200 株	-	-	1,200 株

(その他の注記)

研究開発費に関する事項

研究開発費の総額 一般管理費及び当事業年度製造費用に含まれている研究開発費は、
1,512,925千円であります。

第 6 期 計算書類の附属明細書

〔 2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月 31 日まで 〕

シャープ福山レーザー株式会社

目 次

	頁
1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細	1
2. 引当金の明細	1
3. 販売費及び一般管理費の明細	1

(注) 当附属明細書は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形固定資産	機 械 及 び 装 置	571,712	2,589,768	0	493,183	2,668,298	124,363,868
	車 両 運 搬 具	345	1,840	-	498	1,687	33,754
	工 具、器 具 及 び 備 品	15,960	32,805	47	8,588	40,129	4,391,204
	建 設 仮 勘 定	481,219	143,773	481,219	-	143,773	-
	計	1,069,237	2,768,188	481,267	502,270	2,853,888	128,788,827
固定無形資産	工 業 所 有 権	207,598	-	-	30,014	177,584	62,529
	ソ フ ト ウ ェ ア	76,212	20,360	-	14,925	81,646	564,933
	計	283,811	20,360	-	44,940	259,231	627,463

増減の主な内容

- (1)機 械 及 び 装 置 の 増 加 半導体製造設備増産投資2,589,768千円
(2)車 両 運 搬 具 の 増 加 車両の取得1,840千円
(3)工具、器具及び備品の増加 フォトマスク等投資32,805千円
(4)工具、器具及び備品の減少 工具器具備品処分47千円
(5)建 設 仮 勘 定 の 増 加 半導体製造設備増産投資143,773千円
(6)建 設 仮 勘 定 の 減 少 本稼働による減少481,219千円

2. 引当金の明細

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	229,200	813,867	668,292	374,774
退職給付引当金	637,863	349,473	332,045	655,291

(注) 引当金の計上理由及び額の算定方法は、個別注記表に記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	33,150	左記に含まれる研究開発費は635,675千円です。
従 業 員 給 与 及 び 諸 手 当	1,092,925	
研 究 材 料 費	37,378	
減 価 償 却 費	31,593	
賃 借 料	52,014	
保 険 料	9,745	
光 熱 費	8,683	
租 税 課 金	87,389	
修 繕 費	4,785	
運 送 費	22,070	
旅 費 交 通 費	14,153	
交 際 費	488	
消 耗 工 具 器 具 備 品	1,072	
事 務 用 消 耗 品 費	164	
通 信 費	453	
広 告 宣 伝 費	1,038	
製 品 修 理 費	22,480	
製 品 保 証 費	2,642	
寄 付 金	100	
業 務 委 託 料	210,405	
雑 費	75,605	
計	1,708,341	

第6期 事業報告

〔 2023 年 4 月 1 日から
2024 年 3 月 31 日まで 〕

シャープ福山レーザー株式会社

事業報告

〔 2023 年 4 月 1 日から
2024 年 3 月 31 日まで 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度は、レーザー事業が中国市場の建築機器向けレベラー用及び照明機器用が商品ラインナップ拡充によりシェアを伸ばすとともに、開発を進めていた車載用が量産を開始し、更にはLDI（Laser Direct Imaging）用の競合他社の被災による代替需要もあり、前事業年度から販売が伸長しました。一方で、半導体ウエハーフアウンドリー事業は、市場の回復が遅れており、積極的な価格戦略が奏功し、2024 年に入り客先からの受注が急増したものの、前事業年度から販売が減少しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、33,028 百万円（前年度比 11.1%減）、営業利益 606 百万円（前年度は 2,062 百万円の営業損失）、経常利益 1,499 百万円（前年度は 2,337 百万円の経常損失）、当期純利益 1,250 百万円（前年度は 2,409 百万円の当期純損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、2,307 百万円であります。その主なものは、半導体ウエハー生産装置 2,013 百万円であります。

(3) 対処すべき課題

電子部品業界の動向としましては、2023 年度は半導体不足の解消で車載用は比較的堅調に推移するも、民生・産業機器向け需要は中国経済の悪化や市場在庫調整の長期化により低迷しました。2024 年度は、車載向けは引き続き堅調が見込まれますが、全体の需要は後半にかけ緩やかに回復するものと予想されます。ただし、世界各地で続く戦争の長期化の影響や米大統領選挙に絡む米中貿易摩擦の再燃など世界経済レベルの不安要素から、見通しは不透明な状況です。

かかる中、当社では、既存の主要顧客に対しては性能・品質・サービスに於ける満足度を高め、より関係を強固なものにすると共に、成長市場に向けた新製品の開発・新規顧客の獲得を進め、積極的な事業拡大を図ってまいります。

各事業別の対処すべき課題は、以下のとおりです。

半導体ウエハーフアウンドリー事業

一つ目の課題は、顧客要望を満足させる生産能力の確保です。市場が低迷する中、戦略価格の打ち出しにより足元では旺盛な受注を獲得しているものの、短納期要望かつ一部の生産工程の律速等により、十分な生産対応が出来ていない状況にあります。製造サイクルタイムの短縮、品質の向上によるロスの低減、及び外部リソースの活用

により生産キャパシティの拡大を図ってまいります。

二つ目の課題は、収益の最大化です。フル操業の中で顧客要望を見極めながら適正な価格設定を行い顧客との価格交渉を行うと共に、付加価値の高い新規プロセスの開発を進めてまいります。

レーザー事業

2023 年度は売上好調に推移しましたが、LDI は競合の巻き返しの反動があることに加え、中国では従来は難しいとされてきたレーザー製造についてローカルメーカーの台頭が予想されることから、これに対応すべく、品質・性能の改善及びコスト力強化を進めるとともに、中国以外の市場開拓についても、車載ビジネスの拡大並びに日本国内市場向けの新規ビジネスや、将来に向けたインド等の振興地域への展開検討も進めて参ります。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行の法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として毎月 1 回開催することに加え必要があるときは随時開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。また、取締役は、自ら率先してシャープグループ企業行動憲章及びシャープ行動規範を遵守・実践し、従業員の模範となるとともに、全社に徹底する責任を負う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の重要会議の議事録は、議案に係る資料を含めて適正に保管し、管理する。決裁書を含めた職務の執行に関する文書については、文書管理規程を定め、適正に保存、管理する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎年度の経営計画を策定し、これを軸とした計画・実施・評価のマネジメントサイクルを展開する。また、取締役による経営の意思決定と監督及び会社の業務執行が、迅速かつ効率的に行われる体制を確保する為、取締役会規則、職務権限規程等により取締役及び従業員の職位ごとの権限及び責任を明確にし、効率的に職務を執行する。

④ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

シャープグループ企業行動憲章及びシャープ行動規範を全社に徹底し、その実践を図る。「コンプライアンス基本規程」に基づき、コンプライアンス推進体制を整備する。また、適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、シャープ株式会社

の内部監査部門による監査を実施し業務の適正性のチェック等を行う。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

シャープ株式会社がシャープグループとして定めた「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、多様なビジネスリスクに総合かつ体系的に対応し、緊急事態の発生に際しては、当社及び社会に対する損失の最小化と被害の拡大防止を図る。

⑥ 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の経営については、独立法人として自助自立経営を行い親会社であるシャープ株式会社から適正な指導・監督を受け親会社を含むグループ間取引は適切に行う。

子会社の経営については、独立性を尊重し、自主管理・自主責任に委ねることにより機動性を確保するとともに、その職務の執行について、適正な指導・監督を行う。

⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき専属の従業員（以下「監査役スタッフ」という）はいないが、事業推進部等の管理部門が監査役の職務を補助する。

⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

会社に重要な影響を与える項目について、定期的に監査役に報告するとともに、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある重要な事項を発見したときは、その事項と概要を遅滞なく監査役に報告する。

監査役は取締役会等の重要会議に出席して、重要事項の発生と進行状況を確認するとともに、必要に応じて取締役もしくは関係部門長の説明を求めることができる。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社長その他の経営幹部は、定期的又は監査役の求めに応じて監査役と会合をもち、経営方針並びに当社の経営課題、経営環境の変化について意見交換を行い、監査役監査の実効性を高めるための環境整備を行う。

（２）体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当事業年度において、取締役会を12回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われている。

また、シャープ行動憲章に基づくコンプライアンス学習を実施し、従業員のコンプライアンス意識の向上に努めている。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会を含む重要会議の議事録は、文書管理規程に従い、事務局にて会議終了後適切に保存・管理している。
また、文書管理規定程に基づき、各種文書の個別保管の運用徹底および重要文書の保存・管理を実施している。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、「取締役会規則」「組織ならびに業務分掌規程」「職務権限規程」「業務決裁要綱」を制定し、イントラネットに掲載している。
- ④ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、シャープグループ企業行動憲章及びシャープ行動規範を社内に徹底し、その実践を図っている。また、シャープ株式会社の関係部門と連携し、当社の内部統制推進体制に基づき、コンプライアンスを徹底するとともに研修も実施している。
さらに「クリスタルホットライン」「競争法ホットライン」「ハラスメント相談窓口」を設置し、通報案件は適切に対処している。
- ⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ビジネスリスク事象発生事案に関しては適宜報告・協議を行う体制が出来ている。
またシャープ株式会社の事業継続計画（BCP）の全社方針に基づき、当社におけるBCPを策定し見直しを行っている。
- ⑥ 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社を含むグループ間取引に置いて、「関連当事者取引規程」「関連当事者取引書面」を全従業員へ徹底し、規程に基づき都度該非チェックをしている。また子会社SSI（Sharp Semiconductor Indonesia）に対しては、非常勤監査役を設置し、シャープの子会社等における諸規定整備要領に基づき整備・運用している。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実行性の確保に関する事項
監査役からの依頼に基づき、事業推進部が監査役の職務の補助が出来る体制を明確にしている。
- ⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役への報告基準である「重要事項報告要綱」に基づく報告に加えて、監査役の求めに応じて、取締役および関連部門が随時報告し、調査に協力している。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の円滑な遂行のため、監査役による重役会議出席や、各種情報交換の場を設けている。

第6期 事業報告の附属明細書

〔 2023年4月 1 日から
2024年3月 31 日まで 〕

シャープ福山レーザー株式会社

記載対象事項はありません。

監 査 報 告

2023年4月1日から2024年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び、当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年5月23日
シャープ福山レーザー株式会社
監査役

小田嶋 明紀 印